（構造検定の方法）

第九十五条　タクシーメーターの構造検定の方法は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一九）による。

（器差検定の方法）

第百四条　タクシーメーターの器差検定の方法は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一九）による。

（合格条件）

第百八条　タクシーメーターの装置検査の合格条件は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一九）による。

（検査方法）

第百九条　タクシーメーターの装置検査の方法は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一九）による。

（性能に係る技術上の基準）

第百十条　タクシーメーターの性能に係る技術上の基準は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一九）による。

（使用公差）

第百十一条　タクシーメーターの使用公差は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一九）による。

（性能に関する検査の方法）

第百十二条　タクシーメーターの性能に関する検査の方法は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一九）による。

（器差検査の方法）

第百十五条　タクシーメーターの器差検査の方法は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一九）による。

（合格条件）

第百十六条　車両等装置用計量器の合格条件は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一九）による。

（検査方法）

第百十七条　車両等装置用計量器の検査方法は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一九）により、かつ、第七十二条第二項の装置検査済証の記載事項が検査を受ける車両及びタクシーメーター等について正しいことを確認することによる。

（構造検定の方法）

第九十五条　タクシーメーターの構造検定の方法は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）による。

（器差検定の方法）

第百四条　タクシーメーターの器差検定の方法は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）による。

（合格条件）

第百八条　タクシーメーターの装置検査の合格条件は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）による。

（検査方法）

第百九条　タクシーメーターの装置検査の方法は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）による。

（性能に係る技術上の基準）

第百十条　タクシーメーターの性能に係る技術上の基準は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）による。

（使用公差）

第百十一条　タクシーメーターの使用公差は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）による。

（性能に関する検査の方法）

第百十二条　タクシーメーターの性能に関する検査の方法は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）による。

（器差検査の方法）

第百十五条　タクシーメーターの器差検査の方法は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）による。

（合格条件）

第百十六条　車両等装置用計量器の合格条件は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）による。

（検査方法）

第百十七条　車両等装置用計量器の検査方法は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）により、かつ、第七十二条第二項の装置検査済証の記載事項が検査を受ける車両及びタクシーメーター等について正しいことを確認することによる。

（表記）

第百十八条　質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一　［略］

二　ホッパースケール　日本産業規格Ｂ七六〇三（二〇一九）附属書

三　充塡用自動はかり　日本産業規格Ｂ七六〇四―一（二〇一九）附属書及び日本産業規格Ｂ七六〇四―二（二〇一九）

四　コンベヤスケール　日本産業規格Ｂ七六〇六―一（二〇一九）附属書及び日本産業規格Ｂ七六〇六―二（二〇一九）

五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書

六　分銅、定量おもり及び定量増おもり（以下「分銅等」という。）　日本産業規格Ｂ七六一一―三（二〇一五）

（性能）

第百二十七条　質量計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一　［略］

二　ホッパースケール　日本産業規格Ｂ七六〇三（二〇一九）附属書

三　充塡用自動はかり　日本産業規格Ｂ七六〇四―一（二〇一九）附属書及び日本産業規格Ｂ七六〇四―二（二〇一九）

四　コンベヤスケール　日本産業規格Ｂ七六〇六―一（二〇一九）附属書及び日本産業規格Ｂ七六〇六―二（二〇一九）

五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書

六　分銅等　日本産業規格Ｂ七六一一―三（二〇一五）

（検定公差）

第百八十二条　質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一　［略］

二　ホッパースケール　日本産業規格Ｂ七六〇三（二〇一九）附属書

三　充塡用自動はかり　日本産業規格Ｂ七六〇四―一（二〇一九）附属書及び日本産業規格Ｂ七六〇四―二（二〇一九）

（表記）

第百十八条　質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一　［略］

二　分銅、定量おもり及び定量増おもり（以下「分銅等」という。）　日本産業規格Ｂ七六一一―三（二〇一五）

［新設］

三　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書

［新設］

四　コンベヤスケール　日本産業規格Ｂ七六〇六―一（二〇一九）附属書及び日本産業規格Ｂ七六〇六―二（二〇一九）

［新設］

五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書

［新設］

六　分銅、定量おもり及び定量増おもり（以下「分銅等」という。）　日本産業規格Ｂ七六一一―三（二〇一五）

（性能）

第百二十七条　質量計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一　［略］

二　分銅等　日本産業規格Ｂ七六一一―三（二〇一五）

三　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書

［新設］

（検定公差）

第百八十二条　質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一　［略］

二　分銅等　日本産業規格Ｂ七六一一―三（二〇一五）

三　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書